

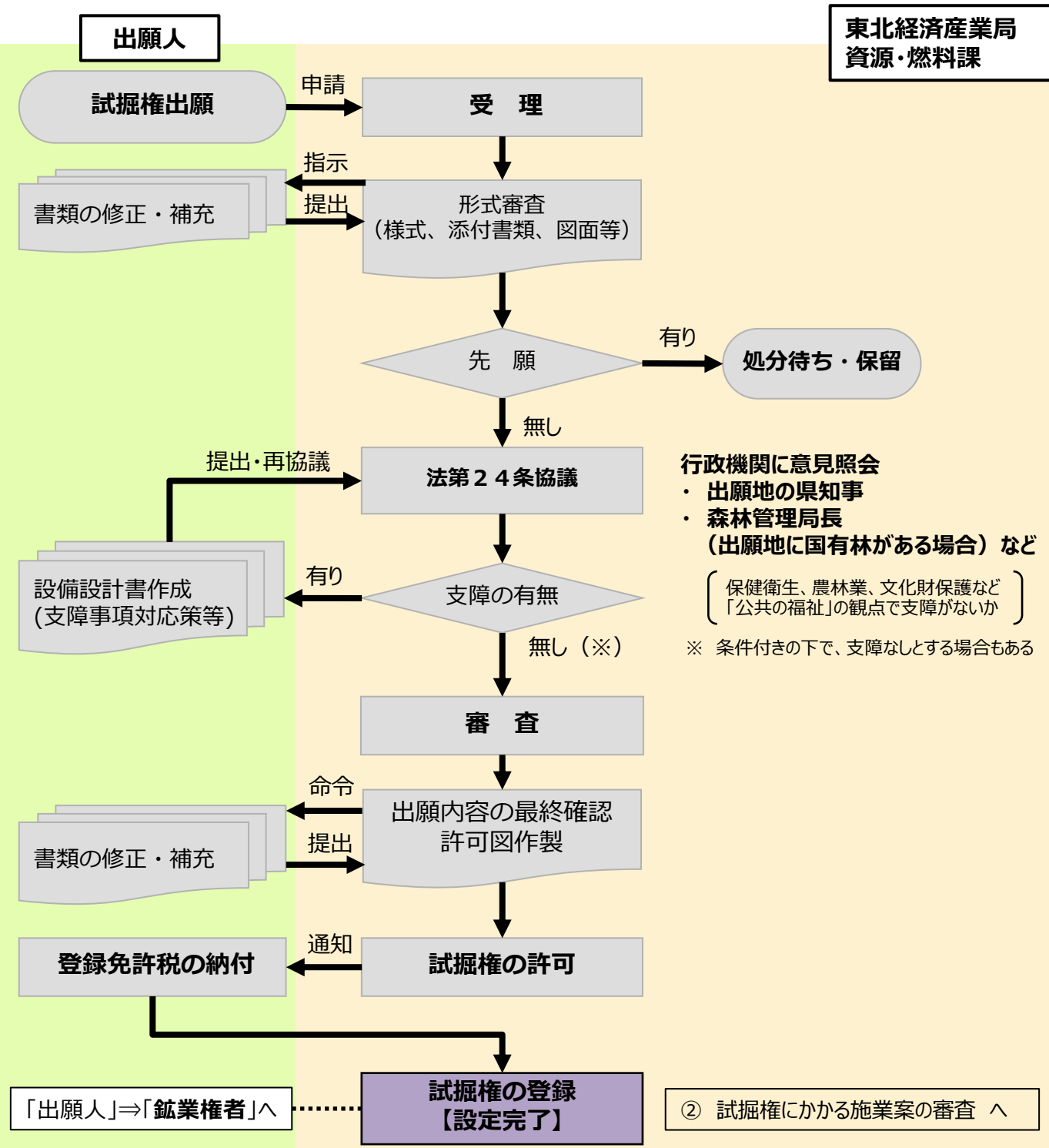
鉱業権設定・事業着手までの基本的な流れ

◆ 鉱物を採取する場合は、鉱業法に基づく鉱業権（試掘権・採掘権）取得が必要

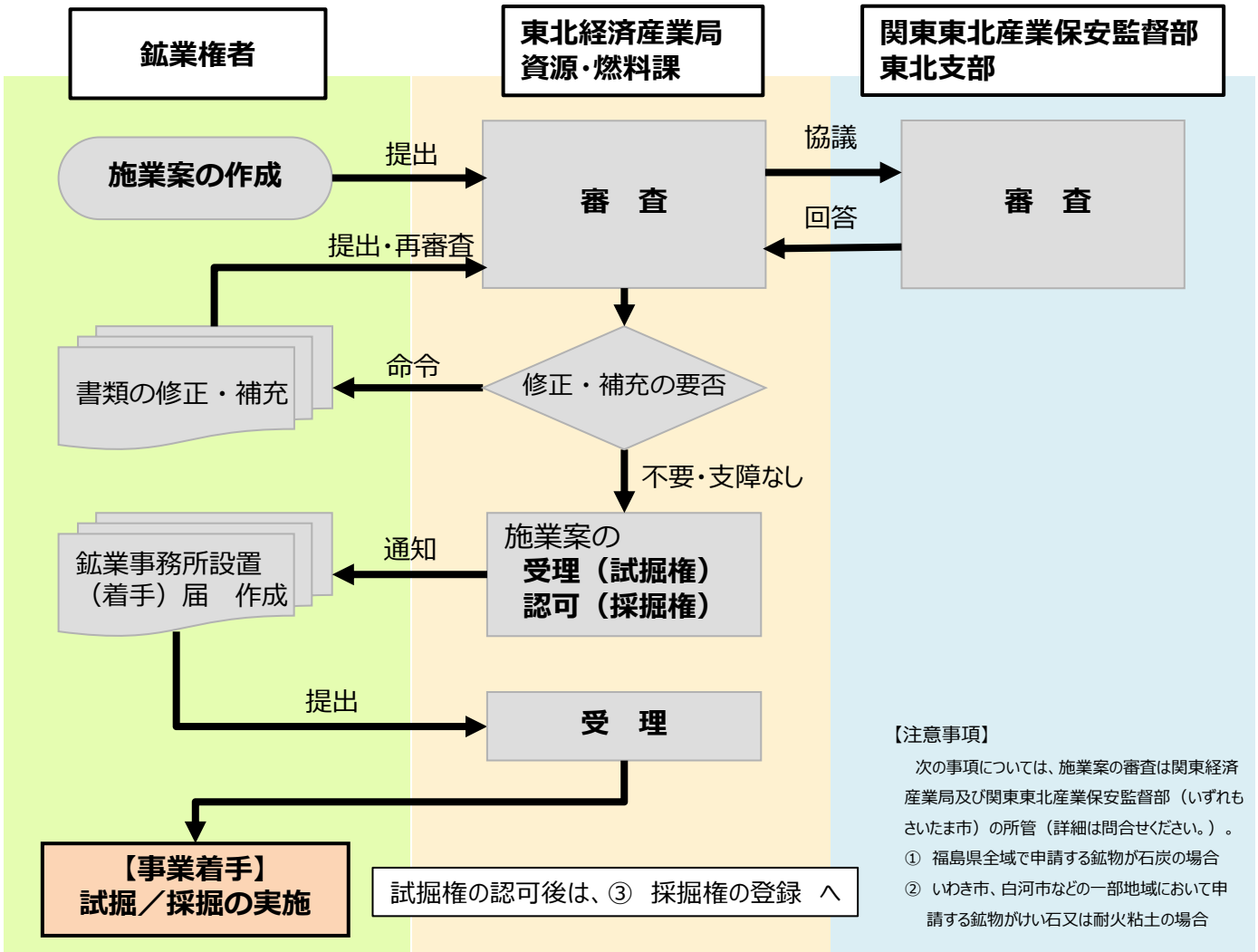
試掘権・・・鉱物の有無・品質・量・本格的な採取の適否を調査するために必要な権利
 【出願 ⇒ ① 試掘権の許可・登録 ⇒ ② 試掘権にかかる施業案の審査 ⇒ 試掘の実施】

採掘権・・・登録を受けた区域において、登録を受けた鉱物を掘採し取得するための権利
 【採掘権への転願 ⇒ ③ 採掘権の許可・登録 ⇒ ④ 採掘権にかかる施業案の審査 ⇒ 採掘の実施】

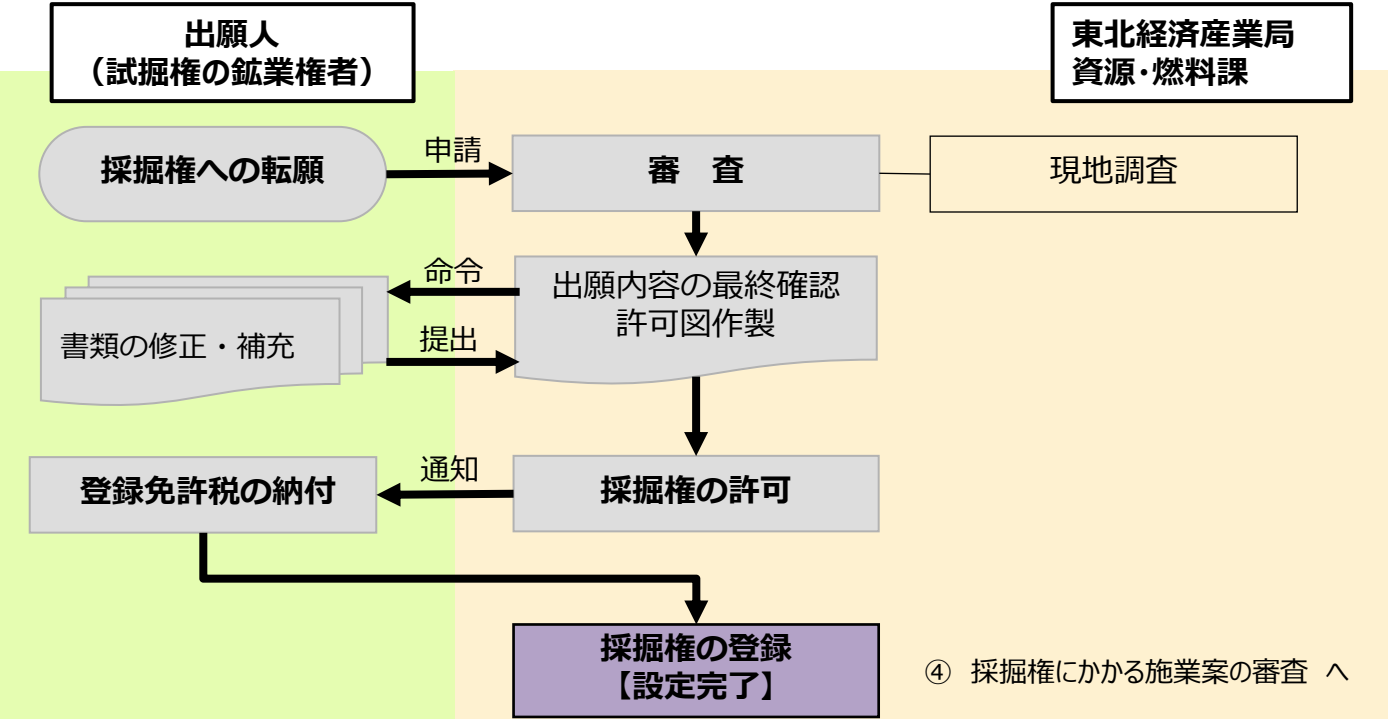
① 試掘権の許可・登録



②・④ 試掘権／採掘権にかかる施業案の審査



③ 採掘権の許可・登録



留 意 事 項

鉱業法及び鉱業登録令など関係法令により、出願人及び鉱業権者に対し、手続きや操業に関する義務が課せられています。**これらを怠ると、最悪の場合、出願や鉱業権を取消す**ことがありますので、関係法令を十分に理解した上で、確実に義務を果たすようお願いします。

主な留意事項は次のとおりです。

1. 事業着手は義務です

鉱業法第62条で規定

- 鉱業権（試掘権・採掘権）設定の登録日から、**6か月以内に着手しなければならない。**
やむを得ず着手できない場合は、東北経済産業局長から認可を受けなければならない。
- 1年以上休止する場合は、東北経済産業局長から認可を受けなければならない。

2. 試掘権の存続期間に限りがあります

登録日から**2年間** + **2年ずつ、2回の延長可能** ⇒ **最大6年間**

※ 採掘権には限りはなく、放棄または取消されるまで存続します。

3. 採掘権への転願時、鉱床説明書が必要です

試掘し、鉱物の存在が確認され、その価値が認められなければ採掘権を設定できません。

4. 出願の際、直前3年度分の鉱業にかかる事業の経理状況がわかる書類（貸借対照表・損益計算書）が必要です

5. 鉱業の開発経験を有する技術者、保安技術者、関係法令にかかる有資格者の選任が必要です

6. 鉱業権の出願及び設定の申請、鉱業権の維持には費用がかかります

- 鉱業権**出願**の申請時 試掘権：71,800円、採掘権：112,600円
鉱業権**設定**の申請時 試掘権：90,000円、採掘権：180,000円
- 鉱業権が設定されると、鉱区税（県税）及び鉱産税（市町村税）の納付が必要です。
税制度については、鉱業権の所在地の自治体に問合せください。

7. 着手後、鉱業法及び鉱山保安法に基づく経済産業省職員による立入検査があります また、届出・報告書類などの提出が必要です

- 鉱業監督検査、坑内実測図報告など
（所管：東北経済産業局資源・燃料課）
- 現況調査、保安規定届出、保安図の届出、鉱務監督官検査など
（所管：関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課）

※ 鉱業法の各手続きにかかる審査基準は

「鉱業法に基づく東北経済産業局長の処分に係る審査基準等」を御確認ください。

(https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/kougyo/pdf/judgment.pdf)